

四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

平成23年 9 月26日

告示第182号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）の規定に基づき、本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修又は耐風改修に要する経費に対し、予算の範囲内で四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修設計事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱により登録された市内に事務所を置く建築士事務所をいう。
- (2) 耐震改修工事業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可（同法別表第 1 に規定する建築一式工事又は大工工事に係るものに限る。以下同じ。）を市内に所在する営業所において受け、かつ、愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱の規定により登録された事業者で、リフォーム瑕疵担保責任保険（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号に規定する保険契約をいう。以下同じ。）に加入可能なものをいう。
- (3) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
- (4) 耐風診断 令和 2 年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号の規定（以下「告示基準」という。）への適合性を 2021 年改訂版瓦屋根標準設計・施工ガイドラインに基づき、建築士、瓦屋根診断技師、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技師等が判定する瓦屋根の耐風診断をいう。
- (5) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算見積書を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
- (6) 改修耐震診断 耐震改修工事を行うこととした場合における改修後の既存木造住宅について、耐震改修設計に基づき実施する耐震診断をいう。
- (7) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（補強工事を含む。）で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (8) 耐震シェルター設置工事 地震に対して生命を維持することを目的としたシェルターを設置する工事をいう。
- (9) 耐風改修工事 告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震又は強風に対する安全性の向上を目的として実施するふき替え工事で、耐震改修工事業者が行うものをいう。
- (10) 既存木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半で

ないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の既存木造住宅の所有者又は占有者(所有者の同意を得た者に限る。)
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 四国中央市暴力団排除条例(平成23年四国中央市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター設置工事又は耐風改修工事であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震改修設計にあつては、耐震診断(市長が当該診断に係る結果を受理したものに限る。以下同じ。)の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、改修耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となるものであつて、愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)において耐震改修計画の評価を受けたもの
- (2) 耐震改修工事にあつては、この告示の規定による耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次に掲げるもの
 - ア 改修耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となるものであつて、評価委員会において耐震改修計画の評価を受けたもの
 - イ 耐震改修設計事務所により工事監理され、報告図書(工事の状況、写真及び耐震改修後の耐震診断結果を含む。)が作成されるもの
 - ウ 耐震改修工事業者によりリフォーム瑕疵担保責任保険に加入されているもの
 - エ 耐震改修工事を行なった後も居住の用に供されるもの
- (3) 耐震シェルター設置工事にあつては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次に掲げるもの
 - ア 構造計算による方法その他の方法により公的機関から安全性の評価を受けたもの
 - イ 耐震シェルター設置工事を行なった後も居住の用に供されるもの
- (4) 耐風改修工事にあつては、第2号の耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で、次に掲げるもの
 - ア 屋根ふき材の脱落防止対策を推進する区域として、愛媛県耐震改修促進計画又は四国中央市耐震改修促進計画に位置付けられた区域に存するもの
 - イ 耐風診断の結果、耐震性又は耐風性を確保するためには改修の実施が望ましいと判定された告示基準に適合しない瓦屋根に対して、ふき替えの結果、建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する屋根構造となるもの
 - ウ 耐震改修設計事務所により工事監理され、報告図書(工事の状況及び写真)が作成されるもの

エ 耐震改修工事業者によりリフォーム瑕疵担保責任保険に加入されているもの

オ 耐風改修工事を行った後も居住の用に供されるもの

- (5) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事又は耐風改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、耐風改修工事にあつては、屋根面積1平方メートルにつき2万4,000円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が行う耐震改修工事及び耐震シェルター設置工事のうち、耐震補強に直接に寄与しない部分又は耐風改修工事のうち耐震及び耐風補強に直接寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 耐震改修設計に係る補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、30万円を限度とする。ただし、木造住宅耐震診断結果報告書が受理された日から1年以内に耐震改修設計に係る次条第1項の申請書を提出する場合は、40万円を限度とする。

- 2 耐震改修工事に係る補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、115万円を限度とする。ただし、改修耐震診断の結果が通知された日から1年以内に耐震改修工事に係る次条第1項の申請書を提出する場合（第4項に規定する補助金の交付を受ける場合を除く。）は、150万円を限度とする。

- 3 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、補助対象経費の総額とし、40万円を限度とする。

- 4 耐風改修工事に係る補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額以内とし、55万2,000円を限度とする。

- 5 同一の既存木造住宅に対し、第2項本文及び第3項に規定する補助金の交付を受ける場合における補助金の額の合計は、115万円を限度とする。

- 6 第1項から第4項までの規定により算出された補助の金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、交付決定を受けなければならない。

- (1) 耐震改修設計にあつては、次に掲げる書類

ア 木造住宅耐震診断結果報告書の写し

イ 耐震改修設計見積内訳書

ウ 市税等の完納を証する書類（発行された日から1月以内のものに限る。以下同じ。）

エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 耐震改修工事にあつては、次に掲げる書類。ただし、前号の補助を受けた場合でその内容に異動がない書類は、その旨を附記して添付を省略することができる。

ア 木造住宅耐震診断結果報告書の写し

- イ 改修計画書（様式第 2 号）
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し
- エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し
- オ 耐震改修設計図書の写し
- カ 耐震改修工事費見積内訳書
- キ 市税等の完納を証する書類
- ク 耐震改修工事業者が第 2 条第 2 号に規定するものであることを証する書類の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震シェルター設置工事にあつては、次に掲げる書類

- ア 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- イ 改修計画書（様式第 2 号）
- ウ 設置工事の内容が記載された位置図、配置図、平面図等
- エ 構造計算による方法その他の方法により公的機関から安全性の評価を受けたことを証する書類
- オ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
- カ 市税等の完納を証する書類
- キ その他市長が必要と認める書類

(4) 耐風改修工事にあつては、次に掲げる書類。ただし、第 2 号の書類と重複する書類は、添付を省略することができる。

- ア 改修計画書（様式第 2 号）
- イ 耐風診断調査票（様式第 3 号）
- ウ 耐風改修設計図書の写し
- エ 耐風改修工事費見積内訳書
- オ その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の受領について耐震改修工事又は耐風改修工事を行った耐震改修工事業者に委任することができる。

3 申請者は、前項の規定による委任をする場合は、第 1 項の申請書に木造住宅耐震改修事業費補助金代理受領予定届出書（様式第 4 号）を添付し、その旨届け出なければならない。
（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、不適当と認めたときは木造住宅耐震改修事業費補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（補助金の交付変更申請）

第 9 条 前条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第 1 項の規定により交付決定を受けた補助金について、交付決定額又は補助金を充てる事業を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更申請書（様式第 7 号）に第 7 条に規定する必要な書類を添えて市長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、その承認を得なければならない。

2 前項の承認は、前条第1項の規定を準用する。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請取下届出書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(完了期日変更)

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた完了期日内に事業を完了することが出来ないときは、市長が別に定める期日までに、木造住宅耐震改修事業完了期日変更申請書（様式第9号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修事業完了期日変更承認通知書（様式第10号）により承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付することができる。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修事業完了報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 耐震改修設計にあつては、次に掲げる書類

- ア 木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し
- イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し
- ウ 耐震改修設計図書の写し
- エ 耐震改修設計請負契約書の写し
- オ 耐震改修設計代金領収書の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事にあつては、次に掲げる書類

- ア 耐震改修工事竣工図（改修工事の内容が記載されたもの）
- イ 耐震改修工事写真（着工前、工事中及び完成時の写真）
- ウ 完了確認書（様式第12号）
- エ 耐震改修工事請負契約書の写し
- オ 耐震改修工事代金領収書の写し
- カ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し（改修耐震診断結果に変更があった場合に限る。）
- キ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し（改修耐震診断結果に変更があり再度評価を受けた場合に限る。）
- ク リフォーム瑕疵担保責任保険の保険証券及び保険付保証明書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震シェルター設置工事にあつては、次に掲げる書類

- ア 耐震シェルター設置工事竣工図（設置工事の内容が記載されたもの）
- イ 耐震シェルター設置工事写真（着工前、工事中及び完成時の写真）
- ウ 完了確認書（様式第12号）
- エ 耐震シェルター設置工事請負契約書の写し

オ 耐震シェルター設置工事代金領収書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(4) 耐風改修工事にあつては、次に掲げる書類。ただし、第2号の書類と重複する書類は、添付を省略することができる。

ア 耐風改修工事竣工図（改修工事の内容が記載されたもの）

イ 耐風改修工事写真（着工前、工事中及び完成時の写真）

ウ 完了確認書（様式第12号）

エ 耐風改修工事請負契約書の写し

オ 耐風改修工事代金領収書の写し

カ リフォーム瑕疵担保責任保険の保険証券及び保険付保証明書の写し

キ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が第7条第2項の規定による委任をする場合は、前項第2号オ又は4号オに規定する写しの代わりに、耐風改修工事に係る請求書の写し及び当該請求書に記載された請求金額から補助金の額を控除した額の領収書の写しを添付しなければならない。

（審査等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地を調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査又は現地調査を行った場合において、補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、必要な措置を講じるよう補助事業者を求めることができる。

（補助金の額の決定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による審査又は現地調査を行った場合は、これを審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知があつたときは、木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書（様式第14号）により市長に補助金を請求しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による請求をする場合において、第7条第2項の規定による委任をするときは、前項の請求書に木造住宅耐震改修事業費補助金の代理受領に係る委任状（様式第15号）を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があつた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

4 市長は、前項の規定による補助金の交付をした場合（第7条第2項の規定による委任をした場合に限る。）は、木造住宅耐震改修事業費補助金交付完了通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により当該補助事業者には通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、その取消しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（適用除外）

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、耐震シェルター設置工事又は耐風改修工事に係る補助金は、交付しない。

- (1) 過去にこの告示に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅（第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる要件が異なる補助金の交付を受けた住宅を除く。）
- (2) 他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対象となる予定の既存木造住宅

（調査等）

第 19 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができる。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これらを保管しなければならない。

（その他）

第 21 条 この告示に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に実施する耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理について適用し、同日前に実施した耐震改修設計、耐震改修工事又は耐震改修工事監理については、適用しない。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日告示第 53 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する耐震改修設計について適用し、同日前に実施した耐震

改修設計については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 21 日告示第 20 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する耐震改修設計について適用し、同日前に実施した耐震改修設計については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第 7 号に規定する報告書は、この告示による改正後の様式第 7 号に規定する報告書とみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日告示第 23 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（同条の見出し及び同条第 1 号の改正規定に限る。）は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の第 2 条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る耐震改修工事について適用し、同日前の申請に係る耐震改修工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 73 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する耐震改修設計について適用し、同日前に実施した耐震改修設計については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に交付又は提出されているこの告示による改正前の様式第 4 号から様式第 12 号までに規定する通知書、申請書、届出書、報告書及び請求書は、この告示による改正後の様式第 5 号から様式第 12 号まで及び様式第 15 号に規定する通知書、申請書、届出書、報告書及び請求書とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日告示第 40 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申し込む耐震改修工事について適用し、同日前に申し込んだ耐震改修工事については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第 8 号に規定する報告書は、この告示による改正後の様式第 8 号に規定する報告書とみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 47 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第 2 条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に実施する耐震改修工事について適用し、施行日前に実施した耐震改修工事については、なお従前の例による。
- 5 この告示の施行の際現に提出又は交付されている第 2 条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第 1 号から様式第 15 号までに規定する書類は、同条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 16 号に規定する書類とみなす。

附 則（令和元年 9 月 26 日告示第 74 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項第 2 号ウ及び様式第 2 号の改正規定並びに様式第 9 号の改正規定（「写し・・・工事／監理」を「写し・・・工事」に改める部分に限る。）は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに提出し、又は交付されたこの告示による改正前の様式第 1 号から様式第 4 号まで、様式第 6 号、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 10 号及び様式第 13 号に規定する書類は、この告示による改正後の様式第 1 号から様式第 4 号まで、様式第 6 号、様式第 7 号、様式第 9 号、様式第 10 号及び様式第 13 号に規定する書類とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 44 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に耐震改修設計に係る補助金の交付を受けた木造住宅における耐震改修工事に係る補助金については、補助対象経費に 100 分の 23 を乗じて得た額以内とし、82 万 2,000 円を限度とする。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 51 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（同条第 6 号を削り、同条第 7 号を同条第 6 号とし、同条第 8 号を同条第 7 号とする改正規定を除く。）、

第3条の改正規定（「できる者」の次に「(以下「補助対象者」という。)」を加える部分に限る。）、第4条の改正規定（「財団法人日本建築防災協会」を「一般財団法人日本建築防災協会」に改める部分に限る。）、第5条第2項の改正規定（同項にただし書を加える改正規定を除く。）、第8条第1項の改正規定（「速やかに」を削る部分に限る。）、第9条の改正規定（「交付決定を受けなければならない」を「その承認を得なければならない」に改める部分に限る。）、第10条の改正規定（「受けなければならない」を「得なければならない」に改める部分に限る。）並びに第14条の改正規定（「請求することができる」を「請求しなければならない」に改め、「速やかに」を削る部分に限る。）は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後において申請する四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正後の第6条第1項ただし書に規定する耐震診断の結果が通知されている者及び同条第2項ただし書に規定する耐震改修設計の成果を受領している者は、施行日にこの告示による改正後の第6条第1項ただし書に規定する耐震診断の結果が通知された者及び同条第2項ただし書に規定する耐震改修設計の成果を受領した者とみなす。
- 4 施行日の前日までに提出され、又は交付されたこの告示による改正前の様式第1号、様式第4号から様式第7号まで及び様式第9号から様式第16号までに規定する書類は、この告示による改正後の様式第1号、様式第3号から様式第5号まで、様式第7号、様式第9号から様式第12号まで及び様式第14号から様式第17号までに規定する書類とみなす。

附 則（令和3年9月29日告示第156号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
- （様式に関する経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年9月28日告示第164号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後において申請する四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金については、なお従前の例による。
 - 3 施行日の前日までに提出され、又は交付されたこの告示による改正前の様式第1号から

様式第 17 号までに規定する書類は、この告示による改正後の様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 5 号から様式第 18 号までに規定する書類とみなす。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日告示第 38 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この告示の施行の日以後に実施する耐震改修設計について適用し、同日前に実施した耐震改修設計については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日告示第 72 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 2 条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金について適用し、施行日前に申請した四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までに提出され、又は交付された第 2 条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 18 号までに規定する書類は、第 2 条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱様式第 1 号から様式第 17 号までに規定する書類とみなす。

様式第 1 号（第 7 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

四国中央市木造住宅耐震改修事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

私は、四国中央市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないことを宣誓し、必要とされる調査に同意し、協力するものです。

記

補助対象区分	☐ 耐震改修設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐風改修工事 ☐ 耐震シェルター設置工事
補助金交付申請額	円
完了予定日	年 月 日

申請者と所有者とが異なる場合に所有者が記入してください。

所有者同意書	
申請者	が
を実施することについて同意 します。	
氏名	

附記

様式第 2 号（第 7 条関係）

改修計画書

申請者		氏名		種別	☐ 耐震改修工事		
		住所			☐ 耐風改修工事		
					☐ 耐震シェルター設置工事		
対象となる建物の所在地							
工事業者		会社名 所在地 担当者氏名 担当者連絡先					
改修計画作成者		氏名 耐震診断士登録番号 連絡先 所属事務所					
☐ 耐震改修工事				☐ 耐風改修工事			
評点	耐震診断時			基準風速	m/s		
	耐震改修時			既存瓦屋根の種類	☐ J形 ☐ F形 ☐ S形 ☐ PC瓦 ☐ その他		
耐震改修計画の内容	地盤・基礎に関する措置						
	建物上部構造に関する措置			ふき替え後の屋根の種類			
	老朽度・その他に関する措置						
改修工事費用 (計画金額)		総額 (A + B)		補助対象工事費 (A)		補助対象外工事費 (B)	

様式第 3 号（第 7 条関係）

耐風診断調査票（一次診断）
【木造住宅耐震改修事業費補助金用】

対象	項目	記入欄					
一次診断者	所属名						
	診断者名						
	所在地						
	連絡先	電話番号：		電子メールアドレス：			
評価依頼者	氏名	様		連絡先：			
建築物の概要等 （ヒアリング）	所在地						
	竣工時期	築年数	年	竣工時期	西暦	年	☐ 不明
	増築有無	☐ 無 ☐ 有		増築部築年数	年	概要：	
	階数	☐ 平屋		☐ 2 階建	屋根勾配： ☐ 6 寸以下 ☐ 急勾配		
	屋根形状	☐ 寄棟 ☐ 切妻 ☐ 入母屋 ☐ 片流れ ☐ その他（ ）					
	屋根材	☐ 粘土瓦 ☐ P C 瓦 ☐ J 形 ☐ F 形 ☐ S 形 ☐ 瓦かどうか不明 ☐ 瓦以外の屋根材					
	屋根改修	☐ 無 ☐ 有		実施時期	西暦	年	概要：
	屋根不具合	☐ 無 ☐ 有		☐ 雨漏り（ ） ☐ しっくいのはがれ（ ） ☐ その他（ ）			
屋根診断 （地上からの目視等）	全体調査	☐ 屋根に被害がある ☐ 屋根に変形又は歪みがある ☐ 瓦が飛散している ☐ 瓦が崩れている ☐ 瓦が破損している ☐ 瓦にずれ又は浮上がりがある ☐ 接着剤の流出痕がある ☐ その他の破損等（ ）					
		☐ 上記の「全体調査」に該当する項目がある					
	適合診断	☐ 2001 年より以前に施工された瓦屋根の建築物であり、屋根改修がされていない					
		☐ 瓦屋根が土葺き工法だと思われる ☐ 瓦屋根の工法が不明					
		☐ 瓦屋根が非防災タイプだと思われる ☐ 瓦屋根の種類が不明					
		☐ 瓦屋根の緊結方法が次のような方法となっている					
		軒	軒瓦に緊結材が見えない（瓦にビス、銅線等による緊結がない。）				
		けらば	袖瓦に緊結材が見えない（瓦にビス、銅線等による緊結がない。）				
		棟	緊結材が見える（瓦にボルト、ビス等による緊結がない。）				
		平部	平部がずれている（瓦の配置が蛇行しており、留め付けがされていない可能性が高い。）				
診断結果	☐ 地震又は強風により脱落又は飛散するおそれが低い（適合診断に該当する項目がない。）						
	☐ 耐震性及び耐風性を確認するためには二次診断の実施が必要（適合診断に該当する項目が 1 以上ある。）						
所見							

耐風診断調査票（二次診断）
【木造住宅耐震改修事業費補助金用】

対象	項目	記入欄
調査担当	会社名・代表者	会社名： 代表者名：
	所在地	
	連絡先	電話番号： 電子メールアドレス：
	診断資格者名	氏名：
	診断者の資格	☐ 瓦屋根診断技士 ☐ 瓦屋根工事技士 ☐ かわらぶき技能士（１級、２級） ☐ 建築士（１級、２級、木造） ☐ その他
依頼者	氏名	様
対象建物	住所	
	瓦の種類	☐ J形防災瓦 ☐ F形防災瓦 ☐ S形防災瓦 ☐ J形非防災瓦 ☐ F形非防災瓦 ☐ S形非防災瓦 ☐ PC瓦 ☐ その他（ ）
	構法	☐ 引掛け桟 ☐ 土葺き ☐ 接着補強 ☐ その他（ ） ☐ 不明（ ）
平部	桟瓦の留め付け	☐ 全数 ☐ 千鳥緊結 ☐ （ ）枚おきに留め付け ☐ 無緊結 ☐ 不明（ ） ☐ くぎ（１本以上） ☐ ねじ（１本以上） ☐ 緊結線 ☐ その他（ ） ☐ 不明（ ） ☐ 瓦の種類がF形非防災瓦である場合、くぎ等２本以上で緊結（１本は不可） ☐ ガイドラインによる標準仕様（ ）
	劣化又は損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 部位： ☐ 瓦 ☐ 接合部 ☐ 瓦桟木 ☐ 下葺き材（種類： ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散又は脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
軒部	軒瓦の留め付け	☐ 全数３点緊結 尻部（２本以上）： ☐ くぎ ☐ ねじ ☐ 緊結線 補強（１本以上）： ☐ パッキン付ねじ ☐ 7形くぎ ☐ 緊結線 ☐ ガイドラインによる標準仕様（ ） ☐ 全数補強なし ☐ 補強なし ☐ 不明（ ）
	劣化又は損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散又は脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
けらば部	袖瓦の留め付け	☐ 全数３点緊結 尻部（２本以上）： ☐ くぎ ☐ ねじ ☐ 緊結線 補強（１本以上）： ☐ パッキン付ねじ ☐ 7形くぎ ☐ 緊結線 ☐ ガイドラインによる標準仕様（ ） ☐ 全数補強なし ☐ 補強なし ☐ 不明（ ）
	劣化又は損傷等の状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 割れ ☐ 浮き ☐ ズレ ☐ 飛散又は脱落 ☐ 損傷 ☐ その他（ ）
棟部	棟の種類及び状態	☐ 冠瓦伏せ棟の場合 冠瓦の固定： ☐ 全数留め付け ☐ （ ）枚おきに留め付け ☐ なし ☐ ねじ ☐ くぎ ☐ 緊結線 ☐ 不明（ ） ☐ ガイドラインによる標準仕様（ ）
		☐ のし瓦積み棟の場合 大棟（ ）段 隅棟（ ）段 ☐ 下り棟（ ）段 冠瓦の固定： ☐ ねじ ☐ トンボ（棟芯あり） ☐ トンボ（棟芯なし） ☐ 大回し等 ☐ なし ☐ 不明（ ） のし瓦の固定： ☐ 緊結線（相互緊結） ☐ なし ☐ 不明（ ） ☐ ガイドラインによる標準仕様（ ）
	劣化状況	☐ 劣化等なし ☐ 劣化等あり ☐ 不明（ ） 状態： ☐ 浮き又はズレ ☐ 脱落 ☐ 損傷 ☐ 緊結材の切れ又は浮き ☐ しっくい劣化 ☐ その他（ ）
改修が必要な部位		☐ 平部 ☐ 軒部 ☐ けらば部 ☐ 棟部 ☐ その他（ ）
診断結果		☐ 地震又は強風により脱落し、又は飛散するおそれが低い（改修が必要な部位がない。） ☐ 耐震性及び耐風性を確保するためには改修の実施が望ましい（改修が必要な部位が１つ以上ある。）
所見・要望事項		

注

- ガイドラインとは、瓦屋根の標準設計・施工ガイドラインのことをいいます。
- 下線は、令和２年国土交通省告示第１４３５号により改正された昭和４６年建設省告示第１０９号に規定されている仕様を示します。
- 著しく損傷し、又は劣化等している場合は、その状況及び位置が分かるように写真を撮影し、屋根伏図等にその位置と写真番号を示してください。
- 改修が必要な部位が告示基準に適合する場合、原則、その部位の改修工事については補助対象外とします。

☐ 屋根伏図 ☐ その他 ()		
(写真を添付)		(写真を添付)
改修が必要な部位		改修案
☐ 1 階 ☐ 2 階	☐ 平部 ☐ 軒部 ☐ けらば部 ☐ 棟部 (棟) ☐ その他 ()	
☐ 1 階 ☐ 2 階	☐ 平部 ☐ 軒部 ☐ けらば部 ☐ 棟部 (棟) ☐ その他 ()	

様式第 4 号（第 7 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金代理受領予定届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名
電話番号

私は、補助金の受領について下記の者に委任する予定です。

記

住 所
事業者名
代表者名

様式第 5 号（第 8 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象区分 ☐耐震改修設計 ☐耐震改修工事 ☐耐風改修工事
☐耐震シェルター設置工事
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 完了期日 年 月 日
- 4 交付の条件

様式第 6 号（第 8 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 不交付決定の理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり内容を変更したいので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 補助対象区分 ☐耐震改修設計 ☐耐震改修工事 ☐耐風改修工事
☐耐震シェルター設置工事

2 補助金交付変更申請額 金 円

補助金交付決定済額 円

差引増減額 円

3 変更内容・理由

様式第 8 号（第10条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた補助金の交付申請の取下げについて、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第10条の規定により、届出をします。

様式第 9 号（第 11 条関係）

木造住宅耐震改修事業完了期日変更申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、下記のとおり事業の完了期日を変更したいので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更前の完了予定期日 年 月 日

2 変更後の完了予定期日 年 月 日

3 変更理由

様式第10号（第11条関係）

木造住宅耐震改修事業完了期日変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで申請のあった事業完了期日の変更については、下記
のとおり承認しましたので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱
第11条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の完了期日 年 月 日

2 変更後の完了期日 年 月 日

様式第11号（第12条関係）

木造住宅耐震改修事業完了報告書

年 月 日

四国中央市長

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、補助事業が完了したので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象区分 ☐耐震改修設計 ☐耐震改修工事 ☐耐風改修工事
☐耐震シェルター設置工事

2 実績額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し・・・設計
- (2) 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し・・・設計
- (3) 耐震改修設計図書の写し・・・設計
- (4) 工事竣工図（改修内容の記載されたもの）・・・耐震改修工事／耐風改修工事／シェルター
- (5) 工事写真（着工前、工事中及び完成時の写真）・・・耐震改修工事／耐風改修工事／シェルター
- (6) 完了確認書・・・耐震改修工事／耐風改修工事／シェルター
- (7) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し・・・耐震改修工事
- (8) 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書の写し・・・耐震改修工事
- (9) 耐震改修設計、耐震改修工事、耐風改修工事又は耐震シェルター設置工事請負契約書の写し・・・全て
- (10) 耐震改修設計、耐震改修工事、耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事代金領収書の写し・・・全て
- (11) リフォーム瑕疵担保責任保険の保険証券及び保険付保証明書の写し・・・耐震改修工事／耐風改修工事
- (12) その他市長が必要と認める書類・・・全て

注 上記(10)について、補助事業者が補助金の受領を耐震改修工事業者に委任する場合は、耐震改修工事又は耐風改修工事に係る請求書の写し及び当該請求書に記載された請求金額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付すること。

様式第12号（第12条関係）

完了確認書

申請者氏名			交付決定通知番号	
対象となる建物の所在地				
工事業者		会社名 建設業許可番号 担当者氏名 担当者連絡先		
確認日		年 月 日	申請者立会 有・無	
手直し結果確認日		年 月 日	申請者立会 有・無	
措置項目	措置の有無	確認結果・手直し指摘事項		手直し結果
地盤・基礎に関する措置	有・無			
建物上部構造に関する措置	有・無			
老朽度・その他に関する措置	有・無			
四国中央市長 様 工事完了段階での工事内容が適切であることを確認しました。 年 月 日 工事監理者又はシェルター設置工事責任者 氏名 上記の報告内容について確認しました。 年 月 日 申請者氏名				

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書

様

四国中央市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の額について、次のとおり確定したので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

補助金の額 円

附記

様式第14号（第15条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
請求者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた補助金
について、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第15条第1項の規
定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象区分 ☐耐震改修設計 ☐耐震改修工事 ☐耐風改修工事
☐耐震シェルター設置工事

2 補助金請求額 金 円

3 振込先金融機関（代理受領する場合は、記載は不要です。）

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第 15 号（第 15 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

四国中央市長 様

住所

氏名

私は、 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金（ 円）について、下記の者に受領に関する一切の権限を委任します。

記

受任者（耐震改修工事又は耐風改修工事を行った事業者）

住所

事業者名

代表者氏名

補助金の受領に係る権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込先は次のとおりです。

金融機関名	銀行	本店 支店
	金庫	
	組合	
	農協	
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第 16 号（第 15 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付完了通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定した補助金について、下記の者に当該補助金の交付が完了したので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第 15 条第 4 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業者名
代表者名

様式第 17 号（第 16 条関係）

木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、四国中央市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助対象区分
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付決定取消額 金 円
- 4 取消理由
- 5 交付済補助金の返還方法